

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

及び所在地	千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額	二百万枚 二億円
証票金額	一枚百円
証票型式	開封式
発売期間	令和五年一月四日から同月二十四日まで
抽せん期日	令和五年一月二十七日
当せん金支払開始期日	令和五年二月一日
当せん金の額及び当せんの数	当せん金の額及び当せんの数
等級	当せん金
一等	当せん本数 千円 一本
一等の前後賞	二百五十万円 二本
一等の組違い賞	十万円 十九本
二等	三十万円 二十本
三等	三万円 四百本
四等	五千円 二千本
五等	千円 二万本
六等	百円 二十万本
計	二十二万二千四百四十二本
注意事項	注意事項
(一) 証券若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。	(二) 証券は、転売できない。

令和四年十二月二日		東京都知事 小池百合子
一 名称	第二千五百五十三回東京都宝くじ	
二 受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行	
三 及び所在地	千代田区大手町一丁目五番五号	
四 発売の数及び総額	二百五十万枚 五億円	
五 証票金額	一枚二百円	
六 証票型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）	
七 発売期間	令和五年一月四日から同年三月七日まで	
八 当せん金支払開始期日	令和五年一月四日	
九 当せん金の額及び当せんの数		
等級	当せん金	当せん本数
一等	二百万円	十本
二等	五万円	二百五十本
三等	一万円	二千五百本
四等	千円	三万本
五等	一百円	七十五万本
計	七十八万二千七百六十本	
九 注意事項		
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。		
(二) 証票は、転売できない。		

	等級	当せん金	当せん本数	で
三等	一万円	六千本	一本	
四等	千円	三万本		
五等	二百円	三十万本		
新生生活応援賞	三万円	千三百本		
計	三十三万七千四百十二本			
十 注意事項				
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。				
(二) 証票は、転売できない。				
● 東京都告示第千五百四十号				
当せん金付証票を次のとおり発売する。				
令和四年十二月二日				
東京都知事 小池百合子				
一 名称 第二千五百五十七回東京都宝くじ				
二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行				
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号				
三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円				
四 証票金額 一枚百円				
五 証票型式 開封式				
六 発売期間 令和五年三月八日から同月二十八日まで				
七 抽せん期日 令和五年三月三十一日				
八 当せん金支払開始 令和五年四月五日				
九 期日 当せん金の額及び当せんの数				
● 東京都告示第千五百四十一号				
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき立石駅北口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。				
令和四年十二月二日				
東京都知事 小池百合子				
一 組合の名称 立石駅北口地区市街地再開発組合				
二 事業施行期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで				
● 東京都告示第千五百四十二号				
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。				
その関係図面は、令和四年十二月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。				
令和四年十二月二日				
東京都知事 小池百合子				
一 路線名 あきる野市草花字高瀬七百二十四番一地内				
二 変更の区間 あきる野市草花字高瀬七百二十四番一地内				
三 変更の概要 別図表示のとおり				

別
図

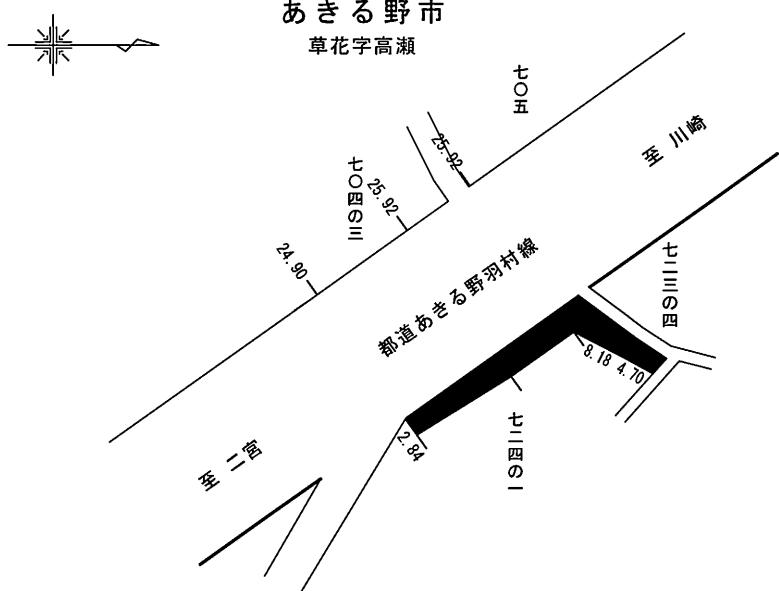
道あきる野羽村線区域変更略図 あきる野市草花地内

都 市 道 道
編 入 区 域

面積延長
一五八・一六一平方メートル



あきる野市
草花字高瀬



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

名取伸明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
武藏村山市学園二丁目十八番
一の一部

武藏村山市学園二丁目十八番

港区高輪三丁目二十二番九
号タマホーム株式会社
代表取締役 玉木伸弥武藏村山市中央二丁目百三番
府中市白糸台一丁目十番十四
及び同番十五
小金井市東町三丁目二十六番
一及び同番一地先
多摩市大字東寺方字四号五百
十八番一、五百十九番及び五
百二十番五
西東京市東伏見三丁目六番
十九号タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺一裕
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺一裕

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十六号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和四年十二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池百合子
第九百五十回全国自治宝くじ
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
九百万枚 十八億円

被封式（被封された指定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法）
令和五年一月十一日から同年二月七日まで
一枚二百円

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
等級

一等	二等	三等	四等	五等
五百万円	十万円	一万円	一千円	二百円
当せん金	当せん金	当せん金	当せん金	当せん金
五十八本	四百五十本	九千本	九万本	二百七十万本

計

一百七十九万九千四百六十八本

発売期間

(一) 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

九 注 意 事 項

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十九号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和四年十二月二日

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和四年十二月二日

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十九号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和四年十二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池百合子

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池百合子

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池百合子

一 名称	二 受託銀行等の名称及び所在地	三 発売の数及び総額	四 証票金額	五 証票型式
一 名称	第九百五十三回全国自治宝くじ 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	千八百万枚 三十六億円	一枚二百円	被封式（被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法）
二 受託銀行等の名称及び所在地	第九百五十三回全国自治宝くじ 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号			令和五年二月八日から同年三月二十八日まで
三 発売の数及び総額				令和五年二月八日
四 証票金額				
五 証票型式				

一 名称	二 受託銀行等の名称及び所在地	三 発売の数及び総額	四 証票金額	五 証票型式
一 名称	第九百五十四回全国自治宝くじ 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	五百萬枚 十五億円	一枚三百円	被封式（被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法）
二 受託銀行等の名称及び所在地	第九百五十四回全国自治宝くじ 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号			令和五年三月四日から同月三十一日まで
三 発売の数及び総額				令和五年三月四日
四 証票金額				
五 証票型式				

一 等 級	二 等 級	三 等 級	四 等 級	五 等 級	六 等 級	七 等 級	八 等 級	九 等 級	計
当せん金 百万円	当せん金 五万円	当せん金 一万円	当せん金 千円	当せん金 五百円	当せん金 一百円	当せん金 五十円	当せん金 十円	当せん金 五円	五百六十万一千六百九十本
当せん本数 九十本	当せん本数 三千六百本	当せん本数 一万八千本	当せん本数 十八万本	当せん本数 五百四十万本	当せん本数 五百六十本	当せん本数 五千五百本	当せん本数 五百本	当せん本数 五百本	
当せん金 五百円	当せん金 五百円	当せん金 五百円	当せん金 五百円	当せん金 五百円	当せん金 五百円	当せん金 五百円	当せん金 五百円	当せん金 五百円	

一 等 級	二 等 級	三 等 級	四 等 級	五 等 級	六 等 級	七 等 級	八 等 級	九 等 級	計
当せん金 千五百円	当せん金 五十万円	当せん金 十万円	当せん金 一万円	当せん金 千円	当せん金 三百円	当せん金 二百円	当せん金 二十万円	当せん金 二百万円	百二十万二千五百本
当せん本数 五本	当せん本数 五百本								
当せん金 五百円									

九
注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

九
注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

九
注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百一号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和四年十二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第九百五十五回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行

千代田区大手町一丁目五番五号

八百万枚

十六億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和五年三月四日から同月三十一日まで

令和五年三月四日

当せん金支払開始期日

六等

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

八本

六十四本

三千六百八十本

二十万本

二百万円

三十万円

一万円

千円

二百円

二百四十万本

二百六十万三千七百五十二本

計

九 注意事項

(一) 注意事項
発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百二号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和四年十二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第九百五十六回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行

千代田区大手町一丁目五番五号

六百万枚

六億円

一枚百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、
一等から三等までの当せんが判明する方法)

令和五年三月四日から同月三十一日まで

令和五年三月四日

当せん金支払開始期日

六等

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

五百円

百円

二百四十万本

七万八千本

二百四十七万八千百八十本

計

九 注意事項

(一) 注意事項
発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

発行 東
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

FSC ミックス紙
FSC® C006270